

第三〇〇〇三三六九号

認定証

東京都中野区新井二丁目七番一三号

株式会社サンテックス

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第三条各号に掲げる者のいづれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する

有効期間

令和五年七月二日から

令和一〇年七月一日まで

東京都公安委員会

